

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

「国民年金法等の一部を改正する法律」案が,国会での審議を経て一部修正の上,平成6年11月2日可決成立し(以下「年金法改正」),同月9日公布された。

公的年金制度は,世代と世代の支え合い,いわゆる「世代間扶養」の仕組みで成り立っている。国民共通の貴重な財産である。制度の創設期,整備期を経て,「人生80年時代」の我が国において,長くなった国民の老後生活を支える基盤として不可欠なものに成長している。人口の急速な高齢化と少子化が進む中で,21世紀を活力ある長寿社会として迎えられよう,年金制度もこれにふさわしいものに再構築していくとともに,揺るぎなき盤石なものとし,次代へと引き継いでいく必要がある。

このような課題に対する国民の合意形成の証が先の年金法改正であり,今後もこの成果を糧とし,国民の理解と信頼を得つつ,年金制度を皆で育てていかなければならない。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第1節 人生80年時代を支える公的年金

(1) 公的年金の役割が増大した理由-長寿化,サラリーマン化,家族の少規模化-

長い一生の間には,病気や障害,失業,老齡,死亡などのために稼得能力を失ったり,多額の出費で生活が苦しくなったりすることがある。こうした際の生活を社会的に保障して,安心して暮らしていくことができるようにしているのが,各種の社会保障制度である。

年金制度は,その社会保障制度の一つとして,老齡,障害,死亡による稼得能力の喪失や減少に対し,本人や遺族へ年金給付を行うことでその所得を保障し,人々の生活を支えていくことをその役割としている。

平均寿命の伸長により,我が国は「人生80年時代」を迎えている。平成5年現在,平均寿命は男性76.3年,女性82.5年となっており,さらに今後30年間で2年程度伸びるものと予測される。国民皆年金実現直前の昭和35年と比べると,平均寿命は,30年余りで男女とも10年以上伸びている。

一方,この間の産業構造の変化をみると,昭和35年当時約1,500万人が従事し,就業人口比率3割余りに及んでいた第一次産業は,平成5年現在約380万人,就業人口比率約6%まで減少し,これに代わって就業者の3人に1人は第二次産業に,6割が第三次産業に従事している。また,このような産業構造の変化とともに,雇用者比率も昭和35年の53.8%から年々増加し続け,平成5年現在就業者の約8割はサラリーマンとなっている。産業構造・就業構造の変化により,就業者の大部分が定年退職によって所得稼得能力を失うサラリーマンとなった。

また,先に述べた産業構造・就業構造の変化と併せて,都市部に多くの人口が集中し,昭和35年当時すでに総人口の3分の1は三大都市圏(三大都市の50km圏内人口)にあったものが,平成2年現在この比率は43.6%となっている。これに伴い,核家族世帯や単独世帯が増加した。厚生省「国民生活基礎調査」からみると,3世代世帯は昭和43年において564万世帯であったのが,平成5年には534万世帯とほぼ横ばいで推移しているのに対し,核家族世帯は昭和43年1,611万世帯であったのが,平成5年には2,484万世帯と25年間で1.5倍に増加している。また,高齡のひとり暮らし世帯や高齡の夫婦のみの世帯からなる高齡者世帯は,昭和43年当時の97万世帯から平成5年には519万世帯へと5.3倍に達している。核家族世帯や高齡者世帯が増加する中で老後の経済的基盤を自身の子によって支えられるという私的扶養の基盤は弱まることとなった。

これら社会経済の変化に伴い,高齡者の経済的基盤を社会的に支える必要性は高まってきた。また,障害の普遍化(第三章 2参照),あるいは男女の平均寿命の差が示すように女性が一定の寡婦期間を有することはほぼ確実となっている。これら障害や夫との死別による稼得能力の減少に対して,社会的に扶養を行う必要性も大きくなってきた。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第1節 人生80年時代を支える公的年金

(2) 公的年金は「世代間扶養」の仕組み

公的年金給付の8割を占め、年金給付の中心である老齢年金を例に、公的年金の機能をみてみよう。

老齢年金は生涯にわたって支給される終身年金となっているほか、年金の実質価値が目減りしないよう、毎年、物価の上昇に合わせて年金額が自動的に改定されるとともに、5年ごとの財政再計算の時には、生活水準の向上などに応じて年金額が改定される仕組みとなっている。このような機能は、契約時に定められた年金額が支払われる個人年金などとは異なる公的年金特有の機能である。現役世代が当然に加入者となる仕組みを通じて、安定的な保険集団を構成し、経済変動に対応した給付を行うために必要な負担を加入者に求めていくこともできるからである。このことは、現役世代が産み出した生産物を高齢者を含めた国民全体で分かち合う機能が公的年金の機能であることを意味している。

人生80年時代において就業を継続できなくなった場合には、長くなった老後の経済的基盤を就業時に形成した貯蓄などの自助努力や公的年金制度などに頼ることとなる。私的に老後に備えた貯蓄などは、将来における物価上昇による価値の減少や生活水準の向上などの経済変動には対応しきれない。また、貯蓄などにはもともと個人差があるし、仮に公的年金制度がなく、これを貯蓄などにより賄うとしたならば、すべての個々人が、将来の経済変動や寿命の伸びなど不確実な要素を考慮に入れてこれを行わねばならないこととなるが、このようなことは不可能である。一方で、私的扶養については、扶養を行う子個々の経済的変動もあり、不安定な要素は否定しがたく、また、核家族化の進行や同居意識の変化などにより、家族の扶養機能が低下している現在、私的扶養のみに頼ることもできない。

したがって、就労以外の老後の収入としては公的年金による収入を基盤に、これに私的なストックをうまく組み合わせたものとならざるを得ない。公的年金は、寿命の伸びやインフレーションなどのために個人の努力では対応しきれない老後の生活に対して、社会連帯の考え方に基つき、社会全体でリスクをプールする役割を果たしているものである。これはまた、かつて私的扶養として子から親へ行っていた仕送りを社会全体に押し広げたものであり、年金が社会的な「世代間扶養」といわれるゆえんである。

「世代間扶養」のシステムである公的年金制度を通じて、年金受給者の側からすれば、個人の自助努力や私的扶養では対応しきれない経済変動に対して、長くなった老後の生活の経済的基盤が確実に支えられていることとなる。一方、これを支える現役世代の側からみると、保険料の拠出を通じて、個々人の経済的変動にかかわらず、また、自分の親と別居している場合でも、親の世代に対して安定的に「世代間扶養」を行っていることを意味する。さらに、自分自身もこの保険料の拠出を通じて自分自身が老後に受給する年金の権利の積立てを行っており、この積み立てた権利は後の世代の人々によって保障されることとなる。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第1節 人生80年時代を支える公的年金

(3) 本格的な年金時代

先に述べた長寿化、産業構造・就業構造の変化、家族形態の変化などに伴い、年金制度の充実も図られ、国民生活に占める比重も大きなものとなり、我が国はすでに本格的な「年金時代」を迎えている。平成5年度末現在、公的年金の被保険者数は6,928万人にのぼり、一方で国民年金の老齢年金の受給権者数は1,544万人(65歳以上の被用者年金制度の受給権者を含む。)、被用者年金制度の老齢(退職)年金の受給権者数は792万人にのぼっており、さらに障害給付、遺族給付を加えると約3千万人が公的年金の受給権者となっている。

国民生活基礎調査によると、高齢者世帯の所得に占める公的年金(恩給を含む。)の割合は昭和50年の26.2%から平成4年には54.1%と倍増し、過半数を超える一方、子どもからの仕送りなどのその他の所得をみると、5年現在2.5%と、わずかの比率にすぎず、財産所得の占める割合も1割程度である。また、65歳以上の者のいる世帯のうち96.7%が公的年金を受給しており、さらに、公的年金を受けている高齢者世帯のうち約半数の49.7%の世帯は公的年金のみで生活しており、公的年金制度が国民の老後の生活の基盤として大きな役割を果たしていることがわかる。

社会保障給付費に占める年金の比重も増大してきている。国民皆年金制度発足後間もない昭和39年度には、年金の占める比重は2割程度であったが、56年度には年金が医療を上回り、平成4年度には27兆6,482億円と社会保障給付費の51.3%を占めるに至っている。

以上のように、公的年金制度は「世代間扶養」という優れた仕組みを通じて、社会保障制度の根幹として、国民生活を支える大きな役割を果たしており、今後の高齢化の一層の進展の中でその役割はさらに大きなものになっていく。こうした期待にこたえて、国民の生活設計の支柱である公的年金制度が引き続きその役割を十分に果たしていけるよう、制度を将来にわたって盤石なものとしていくことが必要であり、このために行われたのが年金法改正である。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第2節 公的年金制度あゆみ

厚生年金制度が発足して50余年,国民年金制度が発足し国民皆年金制度となってから30余年が経過した。この間,公的年金制度は各時代の要請にこたえつつ,幾度かの制度改革を経ながら着実な発展を遂げてきた。制度のあゆみをみると,大きく三つの時期に分けることができる。

第1期は,制度創設期である。昭和17年の労働者年金保険法(昭和19年から厚生年金保険法に改称)の創設に始まり,29年の厚生年金制度の全面改正,36年に国民年金制度創設による国民皆年金の達成が図られ,この時期に,社会保障制度としての年金制度の基本的体系がかたちづくられる。

第2期は,制度の整備期である。昭和40年代は,高度経済成長やそれに伴う社会経済構造の変化が急速に進み,年金制度においてもこのような変化に対応し,年金水準の改善を早急に図る必要があった。昭和40年および41年の改正では,1万円年金(国民年金は夫婦で1万円)の実現や厚生年金基金制度の創設,44年には同じく2万円年金が実現された。昭和48年の改正では,給付水準について以降の制度の考え方の基本となった厚生年金の給付水準を現役世代の賃金水準の一定割合(6割)とする考え方が取り入れられた。また,厚生年金の年金額の計算において,過去の賃金を現在の価格に評価し直して計算する仕組み(標準報酬の再評価制度)が取り入れられたほか,消費者物価上昇率が5%を超えた場合の自動物価スライド制の創設,さらに5万円年金の実現も行われた。

第3期は,高齢化への対応の時期であり,現在にまで至る時期である。昭和50年代に入ると各年金制度分立の体系の下,加入期間が長くなり年金額が増大する中で,本格的な高齢化社会を迎える21世紀に向けて年金制度の抜本的な改革の必要性が認識され始めた。このため,公的年金制度を長期にわたり健全かつ安定的に運営するための基盤づくりを基本目標とし,世代内,世代間の公平性の確保を目的とした昭和60年の改正が行われた。この改正は,国民皆年金創設以来の大改革であり,同時に公的年金一元化の初段階として位置づけられる。全国民共通の基礎年金の導入により,産業構造・就業構造の変化に伴う年金制度ごとの現役と高齢者の比率の不均衡を是正し,全国民共通の給付を設定するとともに,将来に向けて年金水準を適正化し,将来の保険料負担も適正化できるよう必要な改正を行った。また,同改正では婦人の年金権の確立や障害年金の充実も図られた。平成元年の改正では,昭和60年の改正の考え方に基づく給付の改善,必要な保険料の引上げのほか,消費者物価上昇率が5%以下でもスライドを行う完全自動物価スライド制の導入,従来任意加入であった学生への国民年金の適用,自営業者の基礎年金の上乗せ年金である国民年金基金制度の創設などが行われた。また,公的年金制度の一元化が行われるまでの当面の措置として,被用者年金制度の共通給付部分につき,費用負担の調整を行う被用者年金制度間調整事業が導入され,平成2年度より実施された。

なお,老齢厚生年金の支給開始年齢について,高齢化が進む中で,給付水準を維持しつつ,後代の負担が過大とならないようにするという考えに基づいて,政府原案では65歳への段階的な引上げの具体的なスケジュールを初めて示したが,国会の審議において削除修正され,次期財政再計算期において見直す旨の規定が置かれた。

厚生白書(平成7年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第3節 年金改革の視点と内容

(1) 年金制度をとりまく社会経済情勢

先に述べたとおり、公的年金制度は世代間扶養の仕組みを通じて、その時々々の現役世代が産み出したものを現役と高齢者が分かち合う仕組みであり、支払不能などという事態(年金崩壊)は生じ得ない。しかしながら、公的年金制度が国民生活の安定に大きな役割を今後とも果たしていくためには、将来を見据えて、社会経済の変化に対応した改正を行っていくことが必要である。

1) 労働力人口の減少と進む高齢者雇用

我が国の人口構造は、他の諸国が経験したことのない速い速度で高齢化が進んでおり、平成2(1990)年の65歳以上人口が12.1%であるのが、22(2010)年には20%を超え、37(2025)年には25.8%に達し、世界で最も高齢化が進んだ国となると予測されている。これに対して、20～59歳の総人口に対する割合は、この30年来55～56%で推移してきたが、平成12(2000)年を境に急激に減少し、27(2015)年以降は5割を切るものと予測されている。高齢化が進むことは15歳から59歳までのいわゆる労働力人口の割合が相対的に低下することを意味するが、労働供給面でも、労働力人口が絶対数でも減少することが予測される。

一方で、我が国の高齢者の就業意欲は非常に高く、総理府の「長寿社会に関する世論調査」(平成3年9月)では、60歳以降も仕事をしたいと考えている者の割合は7割以上となっており、実際の労働力率の面からみても、60歳代前半で74%(平成3年度)となっている。また、高齢者の雇用状況についてみると、定年が60歳以上の企業の割合は、一律定年制を定めている企業のうち84.1%(改定の決定および予定を含めれば、94.6%)に達しており、また、定年が60歳以上の企業のうち、勤務延長制度または再雇用制度がある企業の割合は、69.4%にのぼっている(労働省「雇用管理調査」(平成6年))。

さらに平成6年には、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、定年の定めをする場合には60歳を下回ることができないものとされるとともに、65歳までの継続雇用を進めていくための事業主に対する指導の強化が行われるなどの措置が講じられることとなった。また、「雇用保険法」が改正され、定年後の雇用継続を進める観点から、賃金額が相当程度低下した状態で雇用を継続する60歳代前半の者に賃金の25%を限度として一定額を支給する「高年齢雇用継続給付」が平成7年度より創設されることになった。このように、21世紀初頭までに、希望する者が少なくとも65歳まで働くことができる社会を目指して、さまざまな施策が実施されつつある。

こうした中で、高齢者の高い就業意欲にこたえ、高齢者が安心と生きがいを持って暮らしていけるようにしていくことは、個人にとっても、我が国の経済の活力の維持という面からみても重要となっている。

2) 急速に進む高齢化

高齢化が進行していく中で、年金制度を長期的に安定させるためには、年金受給世代の給付と現役世代の負担のバランスをどのように確保していくかということも重要である。

厚生年金の給付水準についてみると、平成5年度末現在の厚生年金(老齢相当)の平均年金月額は約16万円と

なっており、現役被保険者の平均賃金との対比でも、欧米諸国と比べそんな色のない水準となっている。また、新たに老齢厚生年金を受給する男子の平均年金額で見ると、月額約20万円となっている。

一方、現役世代の負担についてみると、改正前の保険料率は14.5%であったが、今後人口の高齢化に伴い年金受給者が急増する一方で、制度の担い手である現役世代が相対的に減少するために、将来にわたり保険料の計画的な引上げを図っていく必要がある。

今回の改正の基礎となった平成6年財政再計算結果によると、厚生年金の被保険者は、13年度までは緩やかに増加するが、以後減少に転じ、37年度より後は3千万人を割る。一方、老齢年金の受給者数は急速に増加し、27年度以降は現在の2倍以上の1,200万人台で推移することとなる。この結果、厚生年金は平成5年末現在被保険者6.1人で老齢年金受給者1人を支えているが、37年度には2.4人で1人を支えることになる。

同様に、国民年金の被保険者数は現在の6,928万人から12年度までは緩やかに増加するが、以降減少に転じ、47年度以降は6千万人を割ることとなる。一方、老齢基礎年金の受給者数は急速に増加し、27年度には3千万人を超え、受給者数の被保険者数に対する比率(成熟度)は、以後50%を超える高い水準で推移することとなる。

一方、厚生年金について改正前の制度を前提として5年ごとの保険料率の引上げ幅を2.2%とした場合には、最終保険料率は34.8%となり、現在の保険料率14.5%の2倍半近い負担が必要となるものと見込まれていた。しかも、成熟途上になる平成22年度には支出が収入を上回るため、その後、急激な保険料率の引上げが必要となっていた。

このように制度改正を行わない場合には、最終保険料が高くなるだけでなく、人口の高齢化の途上で急激に保険料を引き上げる必要が生ずるなどの問題があった。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第3節 年金改革の視点と内容

(2) 今回の改正に当たっての基本的な考え方

第一に、人口が急速に高齢化していく中、高齢者の雇用の場の確保をはじめ、我が国の社会経済のあらゆる面において対応を迫られているが、年金制度もこれに対応して、人生80年時代にふさわしい制度に見直していくことである。

具体的には、我が国を活力ある高齢社会としていくために、希望する者が少なくとも65歳まで働くことができる社会の実現を目指して、各種の高齢者雇用施策が講じられてきているが、年金制度としてもこれに合わせて本格的な支給開始年齢は65歳とすることとし、また、年金制度自体も雇用を促進する仕組みに改めることであり、いわば、「60歳引退社会」から「65歳現役社会」のシステムに変えていこうというものである。

第二に、「現役世代」の負担を過重なものとしなないということである。

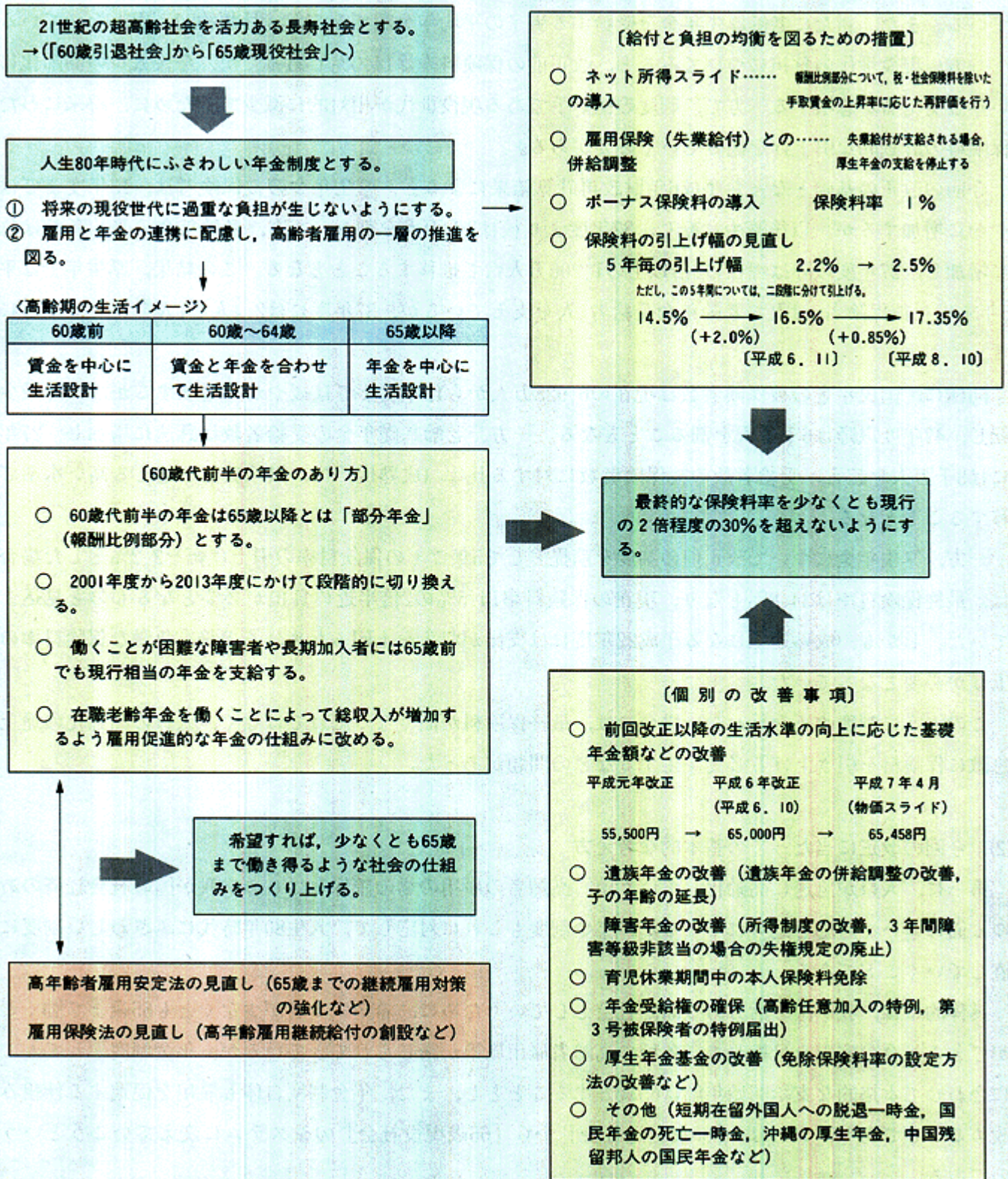
年金制度は、「現役世代」が「年金受給世代」を支える仕組みであることから、今後の人口の高齢化により、「現役世代」の負担が重くなっていくことは避けられない状況にあり、このような状況の下で年金給付と保険料負担のバランスを図っていくことである。

具体的には、厚生年金の場合、後世代の保険料負担を改正前14.5%(被保険者と事業主が折半で負担)の2倍程度である30%を超えないようにすることが目標とされた。

このような基本的な考え方の下、今回の改正では厚生年金の支給開始年齢の引上げなど、60歳代前半の年金の見直しや給付と負担のバランスを図るための措置を講じるとともに、前回改正以降の生活水準の上昇に見合った年金額の引上げや、遺族年金、障害年金の改善などを行った(図1-3-1)。

図1-3-1 年金改正の全体像

図1-3-1 年金改正の全体像



第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第3節 年金改革の視点と内容

(3) 今回の改正の主な内容

1) 60歳代前半の年金の見直し

ア 厚生年金の支給開始年齢の見直し

21世紀の本格的な高齢社会に向けて、今回の年金改正では、60歳代前半においては、継続雇用や再雇用により賃金と年金を合わせて生活設計を行い、65歳以降は年金を中心に生活設計を行える体制を確立することとされた。

こうした観点から、本格的な年金を支給する年齢を65歳とするとともに、60歳代前半の年金は、就業から年金生活への円滑な移行や高齢者雇用との連携を考慮し、65歳以降とは別個の部分年金(報酬比例部分相当額)を支給することとした。

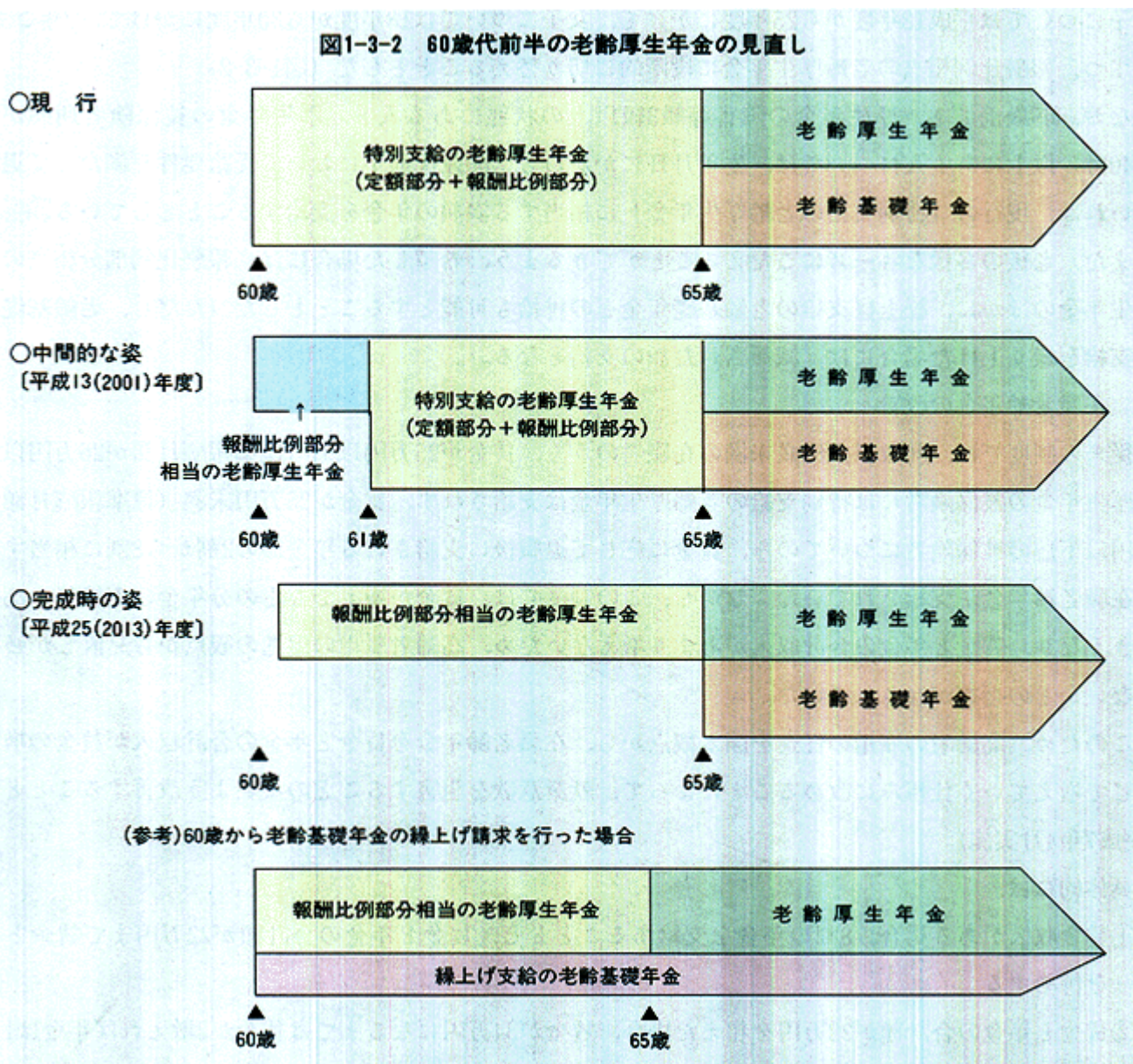
○スケジュール

○スケジュール

生 年 月 日		支給開始年齢 報酬比例部分相当は 60歳から支給
男 子	女 子	
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳
昭和24年4月2日以降	昭和29年4月2日以降	65歳

具体的には、改正前の制度で60歳から65歳までの者に支給されていた「特別支給の老齢厚生年金」を、男子については平成13年度から25年度にかけて、女子については18年度から30年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ、報酬比例相当の老齢厚生年金に段階的に切り替えることとした(図1-3-2)。

図1-3-2 60歳代前半の老齢厚生年金の見直し



なお、65歳前でも、厚生年金の障害等級3級以上の状態にある人と、厚生年金の被保険者期間が45年(540月)以上にある人については、生年月日にかかわらず60歳代前半において受給要件を満たして退職していれば、現行の「特別支給の老齢厚生年金」に相当する満額の年金を支給することとしている。

また、老後の多様なニーズにこたえることができるよう、希望した場合には、報酬比例部分相当の老齢厚生年金のほかに、繰上げ支給の老齢基礎年金との併給も可能とすることとした(ただし、老齢基礎年金の支給を繰り上げた場合には、減額された額の支給となる。)

イ 在職老齢年金の改善

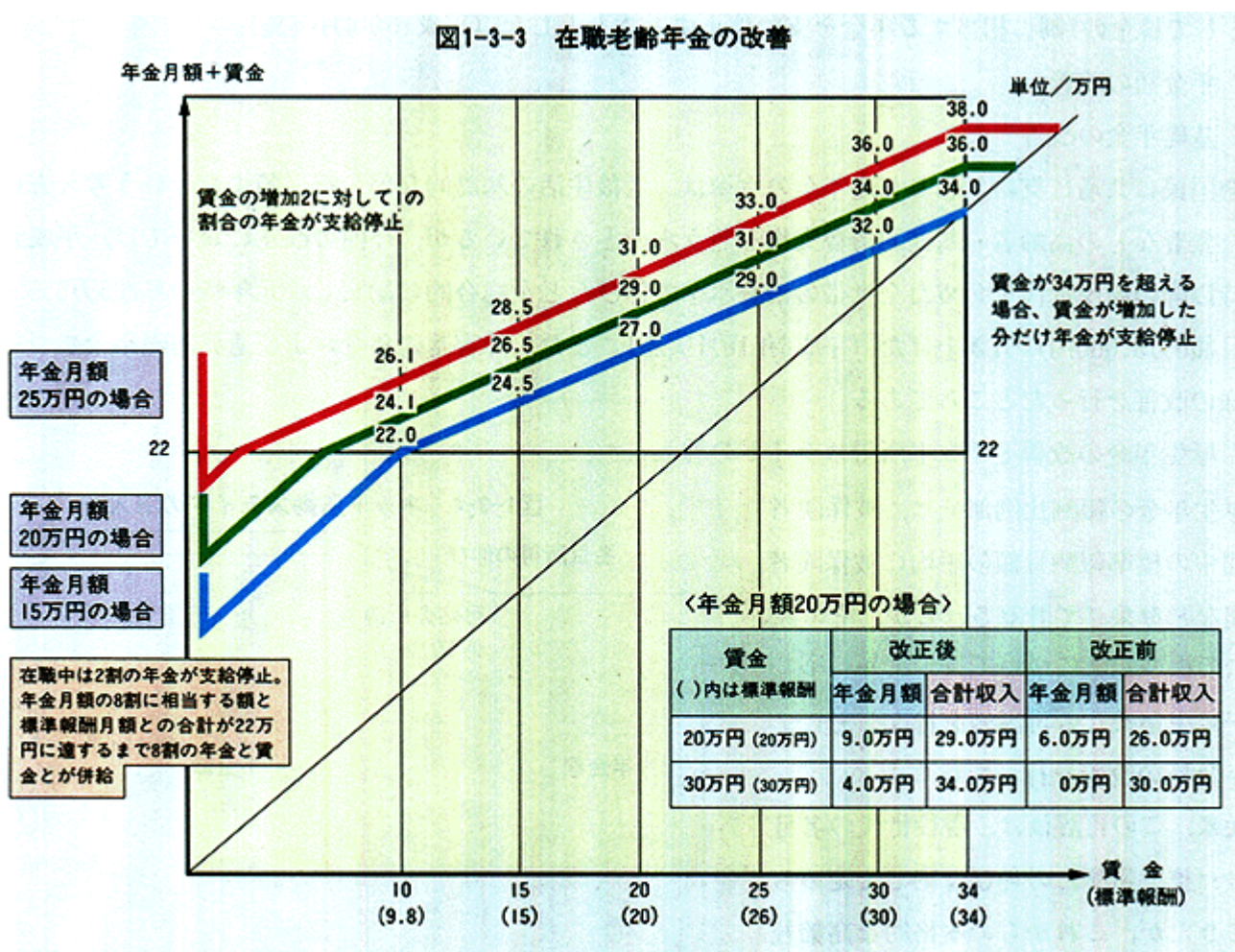
従来制度では、60歳以上65歳未満の在職者のうち、賃金が25万円以上(標準報酬月額が26万円以上)の厚生年金の被保険者には特別支給の老齢厚生年金は支給されず、賃金が25万円未満(標準報酬月額が24万円以下)の被保険者についてのみ、賃金に応じて退職後に支給される年金額の2割から8割に相当する額の在職老齢年金が支給されていた。しかし、この制度では、賃金が増えてもその分年金の支給停止割合が大きくなり、賃金と年金の合計収入があまり増えないため、高齢者雇用の促進の観点から見直しが必要ではないかとの指摘がなされていた。

このため、高齢者の雇用の促進を図る観点から、在職老齢年金を賃金と年金の合計収入が賃金の増加に応じて増えていく仕組みに改めることによって、就業意欲を阻害することのないよう改善することとした(平成7年4月実施)。

具体的には、

- 1) 賃金収入がある場合、8割の年金を支給することとし、賃金と年金の合計額が22万円まで賃金と年金を併給する
- 2) 賃金と年金の合計額が22万円を超えた場合、賃金が34万円になるまでは賃金が2増えれば年金は1を停止することにより賃金と年金を合わせた総収入は1増加する仕組みとする
- 3) 賃金が34万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止することとした(図1-3-3)。

図1-3-3 在職老齢年金の改善



これにより、改正前に比べ在職老齢年金として支給される年金額が上昇するとともに、これまでの仕組みでは年金が支給されなかった人に支給されるようになるケースが増えることになる。

ウ 雇用保険との調整

従来制度では、会社を退職した場合、最高300日まで老齢厚生年金と雇用保険の失業給付が併給されることとなっていた。しかし、これについては、就業せずに両給付を受給した場合の合計額が、就業した場合の賃金よりも高くなり、高齢者の就業意欲を阻害するといったことや、両給付の重複支給は社会保障給付として過剰であるという問題があった。さらに、引退した人に対する所得保障である年金と働き続けようとする

人に対する所得保障である失業保険との併給には合理性がないということが指摘されていた。

このため、今回の改正では65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険の失業給付(基本手当)を受給している間は、雇用保険の給付を優先し、老齢厚生年金の支給を停止することとした(平成10年4月実施)。

また、「雇用保険法」改正により平成7年度から実施される高年齢雇用継続給付についても、失業給付と同質の給付であることから、失業給付との調整に準じ、高年齢雇用継続給付を受給している場合には、原則として賃金の1割に相当する年金を支給停止することとした(平成10年4月実施)。

2) 年金額の改善

ア 基礎年金の改善

全国民に共通に支給される基礎年金の水準は、老後生活の基礎的な部分を保障するという考え方に基づき、食費などの高齢者の基礎的消費支出を賄う水準とされているが、今回の改正においては、平成元年改正時以降の現役世代を含めた全世帯の消費水準の伸びなどを総合的に勘案し、元年時の月額5万5,500円から月額6万5,000円に引き上げた(平成6年10月実施)。また、障害基礎年金および遺族基礎年金についても同様の改善を行ったところである。

イ 厚生年金の改善とネット所得スライドの導入

厚生年金の報酬比例部分は、被保険者期間中の標準報酬月額に被保険者期間などを乗じて計算されるが、その際、過去の標準報酬について賃金上昇に応じて一定率を乗じる再評価を行うことにより年金額の改善を行っている。

従来、この再評価は、現役世代の名目賃金(標準報酬)の伸びに応じて定められてきたが、これからの本格的な高齢社会の到来を控えて、現役世代は、税や社会保険料の負担が今後重くなることを見込まれ、名目賃金の伸びに対して手取賃金の伸びが低くなることが考えられる。

このため、今回の改正では、標準報酬の再評価の方法をこれまでの現役世代の名目賃金の伸びに応じて行っていたものから、税や社会保険料を差し引いた手取賃金の伸びに応じて行うものに改めた(図1-3-4)。

具体的には、従来方式の再評価率(昭和63年以降の現役者の標準報酬月額の平均の上昇率17%)に、この間の手取賃金の割合(ネット所得割合)の変化率(0.99)を乗じたもの(16%)を新しい再評価率としたところである。なお、障害厚生年金や遺族厚生年金においても、この再評価率は同様である。この結果、厚生年金については、最近年金を受け始めた男子の平均のケースについてみると、平成5年度に月額20万3,600円であった年金額が今回の改正によって月額21万4,300円に引き上げられた。また、制度成熟時(60年改正による給付水準の適正化措置が完了した状態)における厚生年金の老齢給付受給者の標準的な年金額は、老齢基礎年金と老齢厚生年金を合わせて月額23万983円となる。

3) 遺族年金・障害年金の改善

ア 遺族年金の改善

遺族厚生年金は、サラリーマンであった者の遺族に対する所得保障を行うものであるが、とりわけ残された高齢の妻にとっては、老齢基礎年金と併せて老後の生活保障として重要な役割を果たすものとなっている。

従来、妻自身が厚生年金の被保険者期間を有して老後に老齢厚生年金を受給することができる場合は、本人(妻)の老齢基礎年金に加えて、1)本人の老齢厚生年金を受給するか、2)配偶者(夫)の保険料拠出に基づく遺族厚生年金(夫の老齢厚生年金の4分の3に相当する額)を受給するかのいずれかを選択することになって

いた。一般的には夫のほうが被保険者期間が長く、賃金も高いケースが多いため、夫の加入実績に基づいた遺族厚生年金を選択するケースが多く、妻自身の保険料納付実績が年金に反映されにくい状況となっていた。

今回の改正では、共働き世帯の増加に対応して、女性の加入実績をより年金額に反映させるように夫婦それぞれの老齢厚生年金の2分の1ずつに相当する額の併給の選択もできるようにした(平成7年4月実施)。

この結果、一般的には妻の老齢厚生年金が夫の老齢厚生年金より低い、2分の1より高ければ、この方式を選択したほうが高額になる。

また、遺族基礎年金の支給要件や遺族厚生年金や障害厚生年金の加算の対象となっている子の年齢は、従来18歳までとなっていたが、今回の改正では、高校進学がすでに一般化している状況を考慮し、高校卒業まで支給されるよう、子の18歳の誕生日の属する年度の年度末まで支給期間を延長した(平成7年4月実施)。

さらに、従来遺族年金の支給要件、老齢厚生年金の加給年金や遺族基礎年金・障害年金の加算の認定に当たっては、受給権発生時に死亡者または受給権者と生計が同一であり、恒常的収入が将来にわたって年間600万円未満であることがその基準とされていた。今回の改正に伴って、平成6年11月より、所得水準の上昇などを考慮し、この基準額を600万円から850万円に引き上げたところである。

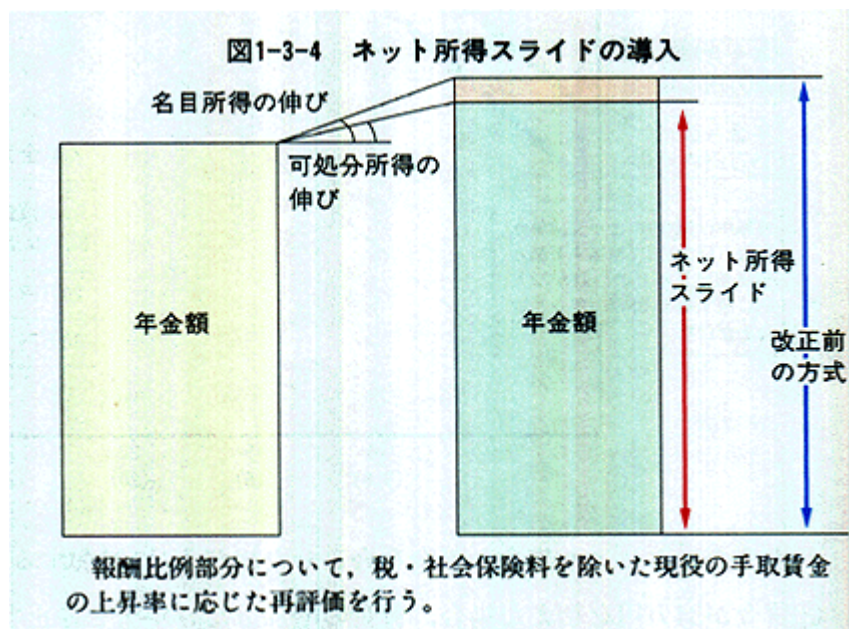
イ 障害年金の改善

年金制度は、20歳に達した時から制度に加入することになるが、生まれながらに障害の状態にあたり、病気や事故により20歳前に障害となった者については、20歳から障害基礎年金を支給することとしている。この20歳前障害に係る障害基礎年金については、本人の保険料納付に基づかないものであり、その費用が他の加入者の保険料や税により賄われているため、本人の所得に基づく所得制限が設けられている。

従来の制度では、年収483万2千円(平成6年度・2人世帯)を超えると、年金が全額支給停止となっていた。この所得制限でも約99%の人が年金を受給していたが、今回の改正では、障害者の就業意欲に一層の配慮を行うこととし、上記の基準額を超えても年収600万円(2人世帯)以下の場合には年金額の2分の1のみを支給停止し、600万円を超える場合に全額支給停止とする二段階制とすることとしている(平成7年8月実施)。

また、障害基礎年金や障害厚生年金は、障害等級の3級程度の障害の状態に該当しなくなると3年以上経てば、年金を受給する権利を失うこととされていたが、内部障害などではその後障害が悪化する場合もあることから、今回の改正では、このような場合であっても、65歳に達するまでの間はこれを支給停止とし、その間に障害が再び悪化した場合には、本人の請求により障害年金の支給を再開することとした(平成6年11月実施)。

図1-3-4 ネット所得スライドの導入



さらに、今回の改正では障害基礎年金の特例が講じられている。昭和60年改正法の施行日である61年4月1日前においては、国民年金、厚生年金が分立しており、それぞれ独自の要件に基づき障害年金が支給されていた。例えば、国民年金は1年以上、厚生年金では6か月以上制度に加入していることが要件であったため、就職して加入6か月未満に障害の原因となった傷病が発生した場合など、この要件を満たす以前に障害となった場合は障害年金が支給されない場合があった。昭和60年の改正以降、このような「制度の谷間」による無年金は生じなくなったが、今回の改正では、制度に加入し保険料を納付していたが61年3月31日までの制度の障害年金の支給要件に該当しなかったため、障害年金が支給されなかった場合についても、現在の支給要件に該当する場合には、本人の請求に基づいて障害基礎年金を支給することとした。

また、障害年金の支給を受けるためには、障害事故発生前の被保険者期間のうち、3分の2以上が保険料を納めた期間または保険料が免除された期間であること(滞納期間が3分の1未満であること)が必要であるが、この要件については、直近1年間に滞納がないこととする特例が設けられていた。今回の改正より、平成7年度までとなっていたこの特例を17年度まで延長することとした。

ウ 育児休業中の保険料負担の免除

共働き世帯の増加や出生率の低下などにより、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境づくりが求められている。このため、年金制度においても、「育児休業等に関する法律」に基づく育児休業期間(子が1歳になるまで)について、休業前の賃金に基づき厚生年金の保険料を求める仕組みを改め、この間の保険料については、本人負担分を免除することとし、この期間は保険給付の面では、保険料拠出を行った期間として取り扱われることとした(平成7年4月実施)。

エ 年金受給権の確保

老齢年金は、20歳から60歳までの間、25年以上年金制度に加入し、保険料を納付するか保険料の免除の扱いを受けた場合に、加入期間に応じた年金が支給されることとなっている。しかし、制度に加入しなかったり、加入しても保険料を滞納していた場合には、年金額が低額になったり、25年の資格期間を満たせず無年金になってしまう場合があるため、60歳以後も65歳になるまで任意加入できることとし、加入期間が不足しているために老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない者や、満額の老齢基礎年金が受給できない者について、加入期間を増やす道が開かれている。

今回の改正では、さらに年金受給権の確保を図るため、加入期間が不足しているために老齢基礎年金を受給できない者について、65歳以上70歳未満の期間においても国民年金に任意加入できる特例を設けた。なお、今回の措置は、あくまで特例的なものであることから、昭和30年4月1日以前に生まれた者(平成7年4月1日に40歳以上の者)のみが対象となり、65歳以前の任意加入と異なり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした

場合は、任意加入は終了することとなっている(平成7年4月実施)。

また、今回の改正では第3号被保険者の届出の特例措置を講じている。被用者年金の被保険者の被扶養配偶者(サラリーマンの妻で専業主婦など)は、国民年金の第3号被保険者として制度に加入し、その保険料はその配偶者が加入している被用者年金制度からの拠出金によって賄われるため、個別の保険料負担は要さないが、これに代わるものとしてその旨の届出が必要である。例えば、家事手伝いの女性が結婚をしてサラリーマンの妻となり、扶養を受ける場合や、共働きの家庭で女性が出産を機に退職して専業主婦になった場合などには、市区町村に届出をする必要がある。これを怠ったときは、国民年金の保険料を納付しなかったものとみなされ、将来の年金額が低額になったり無年金になってしまうおそれがある。この第3号被保険者の届出を遅れて行った場合、第3号被保険者に該当していた期間のうち、直近の2年間までの期間については遡及して保険料納付が行われた期間として取り扱われるが、それ以前の期間については算入されないこととなっている。今回の改正では、昭和61年4月以降で届出が行われなかったために保険料納付が行われた期間として取り扱われなかった期間を、平成7年4月から9年3月までの間に届出を行えば、保険料納付が行われた期間とする特例措置を設けた。

4) 厚生年金基金制度の改善

ア 免除保険料率の設定方法の改善

厚生年金基金制度は、老齢厚生年金の代行部分(報酬比例部分のうち再評価・物価スライド部分を除いた部分)を国に代わって支給するとともに、各基金独自の上乘せ給付(プラスアルファ部分)を行うことによって、より手厚い老後を従業員に対して保障することを目的とした制度であり、平成7年2月1日現在で基金数1,842、加入員約1,200万人を数え、厚生年金被保険者の約4割近くをカバーしている。

厚生年金基金においては、代行給付に充てるための保険料の一部(免除保険料)については厚生年金本体に納付することを免除されているが、従来はこの免除保険料の料率(免除保険料率)は、一律に3.2%に設定されていた。

しかし、実際の代行給付に要する費用は基金の年齢構成などにより異なるため、必ずしも各基金の代行部分の給付に見合うものとなっておらず、例えば、従業員の平均年齢が高い企業では、代行給付に要する費用が免除保険料よりも高く、基金の設立を困難とする要因となっていた。このため、免除保険料率を各基金の代行給付に必要な費用に見合うものとなるよう3.2%から3.8%の範囲内で基金ごとに定めることができるようにし、一層の育成普及を図ることとした(平成8年4月実施。平成6年11月から8年3月までの間は免除保険料率は一律3.5%)。

イ 基金の在職年金の改善及び育児休業期間中の掛金免除

在職老齢年金の仕組みの改善に伴い、基金の在職老齢年金についても、代行部分の2割と本体年金では支給停止しきれない部分の合計額を支給停止可能とする仕組みに改善された。また、厚生年金保険の育児休業期間中の保険料の免除に伴い、基金の代行部分の本人負担分の掛金についても、加入員が基金に申出をした場合、免除されることとなった。

ウ 厚生年金基金の資産運用方法の拡大

厚生年金基金の資産は、将来の年金給付の財源となるものであり、平成5年度末現在約35兆4千億円にのぼっており、安全かつ効率的に運用される必要がある。

基金の資産運用については、平成2年4月から信託会社、生命保険会社による運用に加えて、一定の認可要件を満たす基金については、投資顧問会社を利用した自主運用(投資一任運用など)が認められている。しかし、従来は自主運用を行える基金として認定を受けても、認定を受けた日以後に蓄積された資産に限定されていた。今回の改正では、この制限を撤廃し、安全性に十分配慮しながら、より効率的な運用を図るため、総資

産の3分の1の範囲内で、認定日前に蓄積された資産も投資一任運用などに充てることができることとした(平成6年11月実施)。

5) 保険料の改定

年金制度においては、制度の発足当時には給付費はそれほど必要とせず、その後制度が成熟していくにしたがって給付額が増大していく。この際、保険料負担が急激に増加することのないよう、現在の年金制度では完全賦課方式(その年度の給付費をその年度の保険料収入のみで賄う財政方式)ではなく、一定の積立金を保有し、その運用収入の活用を通じて最終保険料負担を軽減するとともに、現在の現役世代と将来の現役世代の負担の公平を図るべく段階的に保険料率を引き上げていく「段階保険料方式」を採用している。

ア 厚生年金の保険料

厚生年金の保険料率については、5年ごとの保険料率の引上げ幅を平成元年財政再計算の際の2.2%から2.5%にすることとし、これにより、この保険料率の引上げ幅の見直しや60歳代前半の年金の見直し、現役世代とのバランスに配慮したネット所得再評価制の導入などと合わせて、ピーク時である平成37(2025)年度以後の最終保険料率は29.6%になるものと予測された(平成6年財政再計算結果)。このように、5年ごとの保険料引上げ中は、2.5%とする財政計画とされたが、平成6年改正での引上げは、最近の経済情勢などを勘案し、2.5%の保険料率と同等の効果を保ちつつ、保険料負担の増加を緩和することとし、保険料の引上げを二段階に分けて行うこととした。具体的には、改正前の保険料率14.5%を平成6年11月から2%引き上げて16.5%とし、さらに8年10月から0.85%引き上げて17.35%とすることとしている。

また従来、厚生年金の保険料では、ボーナスは除外されて月収のみが算定の対象とされていたが、今回の改正では、保険料の徴収対象を拡大して、月収に係る保険料の抑制を図るとともに、ボーナスの高い者と低い者の保険料負担の公平、あるいは保険料負担を抑制するために月収を抑えてボーナスを増やすといった事態を防ぐために、新たにボーナスなど3か月を超える期間ごとに受け取る報酬から健康保険と同様に、労使折半で1%の特別保険料を徴収することとした(平成7年4月実施)。

イ 国民年金の保険料

国民年金の保険料については、平成6年度に月額1万1,110円である保険料額を、給付改善も勘案して、平成7年度に月額1万1,700円とし、以降毎年度500円(平成6年度価格)ずつ引き上げる額としている(なお、平成8年度以降の保険料月額、前年の物価スライド率により引き上げられることとなる)。なお、国民年金の最終保険料は、平成27(2015)年以降2万1,700円(平成6年度価格)となることを見込まれている(平成6年財政再計算結果)。

6) その他の改正事項

ア 短期在留外国人に対する脱退一時金

公的年金制度は、日本国内に住所を有する者について、生活保障の観点から、一定の要件の下に国籍を問わず適用することとしている。しかし、近年増加している滞在期間の短い外国人労働者については、滞在中の事故により障害になった場合や死亡した場合に、障害給付や遺族給付は行われるものの、老齢給付の受給資格期間を満たさないために保険料の納付が老齢給付に結びつかない点が問題とされていた。

この問題は、最終的には、二国間または多国間の国際年金通算協定の締結により解決すべき問題であるが、このような解決が図られるまでの間の当面の措置として、短期在留外国人が帰国した場合に、脱退一時金を支払うこととした。具体的には、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間または厚生年金保険の被保険者期間が6か月以上ある外国人で、年金を受けることができない者が、帰国後2年以内に請求を行った場合に、脱退一時金を支給することとした(平成7年4月施行)。

イ 死亡一時金の改善

国民年金の死亡一時金については、支給額が10万円から20万円の4区分とされていたものを、12万円から32万円までに引き上げるとともに、支給額の区分について保険料納付済期間に応じて6区分とした(平成6年11月施行)。

ウ 沖縄の厚生年金の特例措置

沖縄の厚生年金保険については、制度発足が遅れた(当時の琉球政府により昭和45年1月1日より創設)ため、加入期間が短く、本土に比し年金額が低額となっている。過去、昭和47年の本土復帰時および平成2年の2度にわたって特例措置が講じられたところであるが、この点について、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の改正により改善を行うこととした。

今回の特例措置では、昭和45年時点で25歳以上で沖縄の厚生年金に加入したことがある人を対象とし、29年から45年の間で雇用されていた期間に相当する期間について、将来に向かって制度に加入することを認め、保険料を追納すればそれに応じて年金額を増額させることとしている(平成7年4月施行)。

エ 中国残留邦人等の国民年金の特例措置

中国残留邦人等は帰国時には相当高齢となっているため、帰国後国民年金に加入しても年金額が低額になってしまうとの問題が指摘されていた。年金改正法案の国会審議の過程において修正が行われ、国民年金法の特例措置が講じられることとなった(平成8年4月実施)。

オ 年金教育資金貸付制度の創設

厚生年金保険および国民年金の被保険者に対し、高校・大学等の入学金、授業料および在学中の国民年金保険料などに係る資金の貸付を行う年金教育資金貸付制度が創設された(平成6年11月実施)。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第3節 年金改革の視点と内容

(4) 今後の課題

今回の制度改正は、平成6年10月の年金審議会意見書を踏まえたものであるが、その意見書の中で、基礎年金の国庫負担率の引上げについて中長期的課題として検討すべきと指摘されているほか、第3号被保険者の保険料負担のあり方、パートタイム労働者への厚生年金の適用、外国の年金制度との国際通算協定の締結、公的年金制度の一元化なども今後の検討課題として指摘されている。これらの課題は、さらに議論を深める必要があるため、今回の改正に盛り込まれていないものであり、今後検討を進めていくことが求められている。

また、国会における年金改正法の審議の際、衆議院における法律案の修正により基礎年金の国庫負担割合の引上げについて、次期財政再計算を目途に検討する旨の規定が改正法附則に追加された。また、基礎年金の国庫負担割合の引上げ、無年金である障害者の所得保障、別個の給付(部分年金)の特例措置、日本鉄道共済年金の再評価の繰延べ措置を含む自助努力などの見直し、沖縄の厚生年金に係る個人負担割合の軽減措置、基礎年金番号の導入について検討するよう附帯決議が行われている。なお、国会審議においては、保険料算定の基礎を賞与などを含んだ総報酬にすべきなどの議論も行われている。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第4節 公的年金制度の一元化

被用者を対象とした年金制度には厚生年金,国家公務員共済,地方公務員共済,日本鉄道共済,日本たばこ産業共済,日本電信電話共済,私立学校教職員共済,農林漁業団体職員共済の8制度がある。このうち全体の85%は厚生年金に所属しており,国・地方を合わせた公務員共済に12%,残りの5制度に約3%が加入している。広く各産業分野の被用者が加入する厚生年金とは異なり,共済制度ではその対象が限定されているため,産業構造や就業構造の変化の影響を直接受け,特に被保険者数が減っている制度では財政的に厳しい状況になり,給付や負担面に不均衡が生じることとなる。

公的年金制度の一元化については,昭和59年の閣議決定により,昭和70(平成7)年を目途に一元化を完了するという政府の目標が示されており,政府においてはその趣旨に沿って,昭和60年改正では全国民に共通した基礎年金制度を導入するとともに,被用者年金各制度について給付設計を原則としてそろえる改正を行った。また,平成2年度からは一元化完了までの当面の措置として,被用者年金制度間の費用負担の調整事業を開始し,財政が困難な状態となっている日本鉄道共済組合などに係る年金の支払いを確保するなど,順次一元化に向けた基盤整備を進めてきたところである。

さらに,平成6年2月から,「公的年金制度の一元化に関する懇談会」を開催して,被用者年金各制度の代表の参加のもとに,一元化のあり方について検討を進めてきたところであるが,一元化の具体的な方式をはじめとして,なお検討すべき課題が多いことから,6年末に同懇談会として中間とりまとめを行い,引き続き検討することとしたところである。

その際,平成6年度末で現行の支援の仕組みが切れる日本鉄道共済組合に対しては,一元化の仕組みについての検討や新制度の実施に向けた準備期間に配慮して,2年間は現行の支援の仕組みを継続することとし,年金の支払いに支障が生じないようにしたところである。

このため,同懇談会において引き続き精力的に検討を進め,できるだけ速やかに結論を得た上で,政府としては必要な措置を講じていくこととしている。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第5節 その他

(1) 国際化への対応

本格的な国際化時代の到来を迎え、国際的な人的交流が盛んになってきており、年金制度についても国際化にふさわしい対応を講じていく必要が生じている。

すなわち、海外勤務者については、基本的には、勤務地の外国の年金制度が適用されることとなるが、この場合、自国の年金の加入期間が短くなるとともに、外国の年金についても加入期間が短いことが多いため、年金受給のための資格期間を満たすことができず年金を受けることができないなどの事態が生じているところである。また、このような事態を避けるため、勤務地の外国の年金制度だけでなく、自国の年金制度にも加入すると、保険料の二重払いとなる問題がある。

このような国際間の人的移動に伴う問題については、諸外国では二国間の年金通算協定を締結することによって解決を図ってきているところであり、我が国においても年金通算協定を締結することにより、1)年金の適用を整理し、保険料の二重払いの解消を図るとともに、2)二国の年金制度の加入期間を資格期間として通算して年金受給権に結び付けることが適当と考えられる。

我が国においては、人的交流が多いアメリカ、ドイツとの間で年金通算協定を結ぶべく、これまで数次にわたり当局間で協議を行ってきたところである。特に、ドイツとの間では、主要な部分については、おおよその意見の一致に達しており、今後両国当局で調整を急ぐこととしている。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第5節 その他

(2) 積立金の活用

公的年金制度においては、後世代の保険料負担の急激な増大を緩和するために、年金原資の積立てが行われており、厚生年金保険および国民年金の積立金総額は、平成5年度末において約103兆7千億円にのぼっている。

これらの積立金は国の資金運用部に預託され、財政投融资の原資として社会資本の整備、産業の振興などに寄与している。また、積立金の一部は、還元融資として、年金福祉事業団、特別地方債などを通じ、厚生年金保険および国民年金の被保険者・受給者の生活向上や福祉の増進に直接役立つよう、被保険者に対する年金住宅貸付や地方公共団体が行う病院、社会福祉施設、一般廃棄物処理施設などの整備に利用されている。

そのほか、年金福祉事業団においては、還元融資事業を将来にわたって安定的に実施するための財源確保を目的に、資金確保事業が実施されている。また、積立金の運用収益を増大させ、将来の保険料負担の急激な上昇を緩和するため、年金財源強化事業が実施されている。

これらの公的年金自主運用事業は、低成長が長引いたことに伴う投資環境の悪化のため、平成3年度より運用収益が資金運用部に支払う借入金利を下回る状況となつているが、今後とも長期運用が可能な年金資金としての性格を踏まえて、投資政策に基づく運用を行っていくこととしており、中長期的に利益を確保できるよう運用体制の強化に努めている。

また、資金運用の規模は着実に拡大しており、同時に金融の自由化、国際化など資金運用をとりまく環境も大きく変化してきていることから、従来は生命保険会社、信託銀行にのみ運用の委託が認められていたが、平成7年度から新たに投資顧問会社の活用を図ることが認められ、さらに各運用機関の特色を生かした運用委託が図れるよう、各受託機関ごとの運用規制の緩和も図られることとされた。今後ともこうした変化に適切に対処し、より安全かつ効率的な年金資金の運用を図っていく必要がある。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第1章 年金改革

第5節 その他

(3) 年金業務の円滑な運営の確保

公的年金制度の「世代と世代の助け合い」の仕組みを円滑に働かせるためには、国民一人ひとりが確実に制度に参加することが必要であり、被保険者の側からすれば、制度に加入することにより、自身の年金権も保障されることになる。

公的年金の業務運営においては、制度に加入する者に、被保険者資格に係る届出や保険料納付を義務付けているが、これらの手続きが適切に行われるよう、特に、都市部に重点をおいて、20歳に達する者を中心に適用対象者を確実に把握し、個別の加入勧奨、国民健康保険との届出手続きの一本化、納め忘れの少ない口座振替の利用の促進などにより適用・徴収対策を進めており、今後ともその取組を一層強化する必要がある。

また、公的年金全体の業務運営に当たっては、各制度間を異動する被保険者などに関する情報を的確に把握することも重要であり、厚生省では、保険者間で情報交換を行う上で必要な基礎年金番号を平成9年1月に導入すべく準備を進めているところである。

年金Q&A

Q1 「職場をいろいろ変わったのですが、年金を受け取る際にどんなことに注意すればよいのですか。また、全制度共通で生涯不変の1人1番号制の基礎年金番号の整備が進められていると聞きますが、その内容はどうなっていますか。」

A1 「被保険者が、事業所や加入制度を変わった場合、その加入記録はそれぞれ制度ごとに整理されていますので、年金の請求をされる場合は、その職歴を再度確認し、年金の請求書に記載漏れがないように注意してください。記載漏れがあると、その期間が年金額に反映されない場合があります。

現在、準備を進めている基礎年金番号は、全年金制度共通の1人1番号を設定し、生涯を通じた年金の加入記録や受給記録を把握するものです。これにより、加入制度を移った場合などに発生する届出漏れや年金請求時の職歴の記載漏れなどについて、速やかに把握することができ、無年金者、低額年金者の発生防止に効果があると考えています。また、将来的には、加入期間や年金見込額などについてお知らせするなどのサービスを提供することも可能となると考えています。」

Q2 「年金問題で困ったときにはどこに相談に行けばよいのですか。また、どこまで教えてくれるのですか。」

A2 「国民年金、厚生年金保険の年金相談は、全国303か所の社会保険事務所の相談コーナーや34か所の年金相談サービスセンター(来訪相談専門)で、年金制度や加入期間に対する相談、年金の見込額に対する相談、年金の請求の手続きに関する相談、支払に関する相談などについて受けられるようになっています(加入期間が国民年金だけの人は、市区町村役場でも相談が受けられます)。

本人が相談を受けようとする場合は、年金手帳、年金証書および支払通知書など本人の確認ができる書類を持参してください。

代理人が相談される場合には、本人からの依頼状を持参してください。

なお、文書による相談も可能です。」

厚生白書(平成7年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare